

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地

氏名 有限会社 松井商店  
代表取締役 松井 實

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成26年 4月28日  
許可の有効年月日 平成31年 4月27日

### 1. 事業の範囲

中間処理（圧縮）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以上3品目、自動車等破砕物を除き、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：金属くず等の圧縮施設

設置場所：鳥取県倉吉市広瀬町1713番地外2筆

設置年月日：平成11年4月8日

処理能力：26トン/日（8時間/日）

保管施設：金属くず：48<sup>m</sup>（保管面積32<sup>m</sup> 高さ1.5m）

廃自動車：①72<sup>m</sup>（保管面積45<sup>m</sup> 高さ2.5m）

②72<sup>m</sup>（保管面積45<sup>m</sup> 高さ2.5m）

複写厳禁

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年4月30日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無